（前文関係）

2　目的

この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とすることとした。（第一条関係）

3　定義

関係事業者、公的支援等この法律に必要な定義を行うこととした。（第二条関係）

4　原則及び責務

㈠　この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があまねく救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行うこととした。

㈡　国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があまねく救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならないこととした。（第三条及び第四条関係）

5　救済の方針等

㈠　救済方針の決定

政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針（以下「方針」という。）を定め、公表することとした。方針には救済措置の対象とならない者、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項及び費用の負担その他必要な措置に関する事項等を定めることとした。

㈡　一時金の支給

一時金については、関係事業者の同意を得て、関係事業者がその支給を行うこととした。

㈢　支給事務の委託

関係事業者は、8の㈠の法人に、一時金の支給に関する事務を委託することができることとした。

㈣　水俣病被害者手帳

政府は、方針において、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

6　水俣病問題の解決に向けた取組等

㈠　政府、関係県及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならないこととした。

(1)　救済措置の実施

(2)　水俣病に係る認定等の申請に対する処分の促進

(3)　水俣病に係る紛争の解決

(4)　水俣病に係る新規認定等の終了

㈡　政府、関係県及び関係事業者は、救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならないこととした。

㈢　政府及び関係県は、救済措置及び解決に向けた取組の周知に努めることとした。（第七条関係）

7　公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し

㈠　事業再編計画

(1)　環境大臣は、公的支援を受けかつ債務超過である関係事業者が一時金を支給する場合において、必要があると認める場合には、当該関係事業者を特定事業者に指定することとした。

(2)　特定事業者は、個別補償協定の給付を将来にわたり確保するための事業再編計画を作成し、環境大臣の認可を受けることとした。

(3)　事業再編計画の記載事項等について規定することとした。

(4)　事業会社の事業計画が、特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること等の認可に当たって必要となる要件を定めることとした。（第八条及び第九条関係）

㈡　事業譲渡に関する特例等

特定事業者がその財産をもって債務を完済することができないときは、会社法第四四七条第一項並びに第四六七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、事業再編計画に従って行う事業譲渡及び資本金の額の減少を裁判所の許可を得て行うことができることとした。特定事業者が債務超過であることのみを許可の要件とし、その他所要の手続を定めることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

㈢　事業会社の株式の譲渡

特定事業者は、事業会社の株式を譲渡するときには、環境大臣の承認を得なければならないこととした。その手続を定めるとともに、承認に当たって必要となる要件を定めることとした。（第一二条関係）

㈣　事業会社の株式譲渡の暫時凍結

事業会社の株式譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結することとした。（第一三条関係）

㈤　特定事業者に対する監督等

(1)　特定事業者の監督に関する規定を設けることとした。

(2)　詐害行為取消権等の特例を設けることとした。（第一四条～第一六条関係）

8　基金

㈠　補償支給業務に関する基金

(1)　環境大臣が指定する法人に補償支給業務に関する基金を設置することとした（特定事業者から法人が徴収した金額を充当）。

(2)　法人は、将来にわたる補償支給業務に必要な金額を特定事業者から徴収することとした。

㈡　監督規定

一の法人の監督に関する規定を置くこととした。（第一七条～第二九条関係）

9　雑則

㈠　課税等の特例

特定事業者に対する法人税等の特例を設けることとした。（第三〇条～第三二条関係）

㈡　特定事業者に対する支援の実施等

政府及び関係県は、特定事業者が一時金の支給を円滑に行うことができるよう、支援について所要の措置を講ずるとともに、環境大臣は、関係金融機関等に対して支援の継続を要請することとした。（第三三条及び第三四条関係）

㈢　地域の振興等

政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めることとした。（第三五条関係）

㈣　健康増進事業の実施等

政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めることとした。（第三六条関係）

㈤　調査研究

政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究その他メチル水銀が健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表することとした。公表に当たっては、適切な配慮がされなければならないこととした。調査研究の実施のための手法の開発を図ることとした。（第三七条関係）

10　罰則

8の㈠の法人の職員の秘密保持義務違反等について所要の罰則を規定することとした。（第三八条～第四二条関係）

11　その他

㈠　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

㈡　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正等

臨時水俣病認定審査会の再開等所要の規定の整備を行うこととした。

―――――